



官に提案理由で触れてもらいたかつた  
と思うのですが、お伺いしておきます  
が、先の在外公館借入金或いは今後出  
ようとしている在外財産処理方針等と  
の関連を考えて、公平な配慮をされて  
の提案であるかどうかという点につい  
てお伺いしておきます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと小  
林委員に申上げますが、ほかに新規に  
提案された予備審査の法律案もありま  
すから、一応その提案理由を聞いてか  
ら、その内容の説明とか質疑に入りたい  
と思いますから、あとにして下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和  
二十八年の風水害及び冷害による被害  
農家等に対して米麦を特別価格で売り  
渡したことにより食糧管理特別会計に  
生ずる損失を補てんするための一般会  
計からする繰入金に関する法律案(予  
備審査) 国民金融公庫法の一部を改正  
する法律案、(予備審査財政法第四十  
二条の特例に関する法律案)、(予備審  
査) 物品税法の一部を改正する法律案  
(予備審査) 及び入場税法案、(予備  
審査) 右五案を一括議題として提案理  
由の説明を聴取いたします。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今議題  
となりました昭和二十八年度の風水害  
及び冷害による被害農家等に対して米  
麦を特別価格で売り渡したことにより  
食糧管理特別会計に生ずる損失を補て  
んするための一般会計からする繰入金  
に関する法律案は四法律案につきま  
して提案の理由を申上げます。

先ず昭和二十八年の風水害及び冷害  
による被害農家等に対して米麦を特別  
価格で売り渡したことにより食糧管理  
特別会計に生ずる損失を補てんするた  
めの一般会計からする繰入金に関する  
法律案につきまして申上げます。

法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。  
食糧管理特別会計におきましては、昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律に基き、米麦を生産する農家で、その生産にかかる所有米麦につき、水害等による流失、埋没、腐敗等のため、著しい被害を被つた旨の都道府県知事の認定を受けた者等、又は昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律に基き、米麦等を生産する農家で、冷害等による著しい減収のため、その生産にかかる米麦等がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けた者に対し、それぞれ、米麦を特別価格で売り渡したことによりまして、約九億二千二百五十一万円の損失が生ずることが見込まれるのであります。この損失を補填するため、一般会計から、昭和二十八年度におきまして三億二千五百九十万円余、昭和二十九年度におきまして五億九千六百六十万円余を限度として、この会計に繰入金をすることができるごとしようとするものであります。

次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、御説明いたします。

国民金融公庫は、昭和二十四年六月に資本金十三億円をもつて発足して以来、数回に亘る増資と、資金運用部資金の導入によりまして、昭和二十八年十二月末までに累計約六百四十億円に達する貸付を行い、国民大衆の資金需要に応えて來たのであります。が、この資金需要は、昭和二十九年度において

ものが大部分であり、政府の一存をもつて予算額を支出することが困難であるという関係もありますので、その一部につきましては、更に二十九年度において支出する必要が認められるのであります。

又、連合国財産補償費は、連合国財産補償法に基いて連合国又は連合国人が開戦時において本邦内に有していた財産について戦争の結果生じた損害を補償するための経費ですが、その補償の請求が平和条約の発効の国ごとに発効後一年六ヵ月までに提出されることに法定されている関係もあり、又、その審査には技術的にも相当困難を伴うものである関係上、相当額が繰り越明許費として本二十八年度に繰り越されたのですが、大半の請求書の提出が前記期限間際でありましたこと、及び右に述べました審査上の困難等を考慮に入れますと、その一部につきましては、更に二十九年度において支出する必要が認められる次第であります。

財政法によりますと、繰り越明許により翌年度に繰り越された経費については、事故繰越として更にその翌年度へ繰り越ができることになつておりますが、その事故繰越をするには、当該経費について当該年度中に支出負担行為が完了していなければならぬという条件が必要であります。右の安全保障諸費及び連合国財産補償費につきましては、対外交渉又は審査上の困難等の事情のため、本年中に支出負担行為の完了という段階にまで立ち至らないものがあると認められます。再経費は対外的特殊事情と關係する方面が広汎なために計画の確立に時日を要する

ものが多い等の事情に顧み、今回特に財政法上条件に該当しない場合においても二十九年度まで繰り越して使用することができるなどといたしたいと存じまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に物品税法の一部を改正する法律案及び入場税法案について、提案の理由を説明いたします。

政府は、さきに所得税法の一部を改正する法律案外七法律案を提出いたしました御審議を願つてゐるのであります。が、今回の税制改正の一環をなすものといたしまして、ここに物品税法の一部を改正する法律案及び入場税法案を提出した次第であります。

以下順次この二法律案について、その大要を申上げます。

第一に、物品税法の一部を改正する法律案について申上げます。

物品税につきましては、先ず、奢侈的消費の抑制等の見地から、奢侈品、高級品乃至嗜好品に対し増徴を図ることを目途とし、輪距が百二十インチをこえるか又は気筒容積が四千立方センチをこえる高級大型乗用車、高級時計、高級電気冷蔵庫等に対する税率を引上げ、テレビジョン受像機に対して新たに百分の三十の税率により物品税を課することとする等、税率の引上げ乃至新規課税を行うこととしているのであります。併し、一方、小型乗用自動車の普及を図ることによつて国際収支の改善に資する等のため、輪距が百吋以下で気筒容積が千五百立方分呉以下の小さな小型乗用自動車については、その税率を若干引下げて負担の調整を行うと共に、テレビジョン受像機につきましては、その育成の見地から、昭



かじめ御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。  
それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

小林 政夫	木内 四郎
三木與吉郎	菊川 孝夫
藤野 繁雄	野溝 勝
岡崎 真一	土田國太郎
平林 太一	

○委員長(大矢半次郎君) 次に日本銀行預入令等を廃止する法律案について内容の説明を聽取いたします。  
○説明員(大月高君) 日本銀行券預入令等を廃止する法律案につきまして、本案の順序に従いまして御説明申上げたいと思います。

この法律の本文は二勅令及び一法律を廃止する法律でございます。

一つは日本銀行券預入令でございまして、御承知のように、金融緊急措置令を実施いたしました当時、昭和二十一年三月二日前に流通しておりました。旧日本銀行券の強制通用力を失わせるという措置をいたしましたと同時に、これをすべて金融機関に対する預貯金とつて引出さることにいたしました。そして、その引出しにつきましては、一定の制限の下に、新日本銀行券によつて引出させる、こういうことを目的としたとしておつた勅令であります。

日本銀行券預入令の特例の件と申しますのは、この旧日本銀行券と新日本

銀行券を交換いたしましたにつきまして、旧日本銀行券に証紙を添付いたしまして、暫定的に新日本銀行券と同様の流通力を認めておつた勅令であります。

第三の旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を国庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律と申しますのは、お手許にお配りしてございますように、旧円を次第に回収して参りますと、事実上、日本銀行としては引換を要しない旧日本銀行券ができるわけでございまして、その分は日本銀行の形式上の利益になるわけであります。その利益は本来日本銀行の利益となるべき性質のものでございませんので、眞実に利益となりました分は、これを国庫に納付せしむる、そして暫定的には七億円の金額を現在国庫に納付いたさしておるわけであります。最終的に旧日本銀行券の整理が完了いたしましたときに、仮にその利益が七億円を割つておつたといふことになりますと、国庫への納付金が多過ぎた、こういうことになりますので、その多過ぎた分はこれを又日本銀行に交付する、こういう調整のための法律でございまして、日本銀行券預入令の実施に伴うあと始末に関する法律になつておるわけであります。

今回はこの三つの法律を廃止するという法律案を提出いたしたわけでありますが、これをするかという問題に關連いたしまして、現行の銀行券がまだ二十八億ばかり未処理になつておるわけでございまして、この銀行券をどうするかという問題に關連いたしまして、特に引揚者の關係、一つはその他の差引方不明分類でございまして、ここに分類いたしました。大分類といたしましては、「一つは国内關係、一つは国外關係、一つはその他の差引方不明分類」と、こういうように三つに分類をしておるのであります。

国内關係といたしましては、検察院に現在保管されておるもののが五十七万円でございます。税關が引揚保管したものが二千四百四十九万幾ら、これが今

に規定した、その他、刑事案件によりまして領置いたしております旧日本銀行券の処理も合せて考えたい、こういふ大綱のものでございます。現在旧日本銀行券がどういうような状況になつておるかと申しますことは、本日お配り申上げました旧銀行券処理状況といふ表を御覧願いたいと思います。この表によると、昭和二十一年三月末に回収しておられたときの銀行券の発行高は二百三十三億余りあつたわけでございます。その後四月一日で旧券として引落した額が、つまり逆に申しますとまだ返つて来なかつた残りの旧日本銀行券は四十五億あつたわけでございます。その四十五億がどうございませんので、眞実に利益となりました分は、これを国庫に納付せしむる、そして暫定的には七億円の金額を現在国庫に納付いたさしておるわけであります。最終的に旧日本銀行券の整理が完了いたしましたときに、仮にその利益が七億円を割つておつたといふことになりますと、国庫への納付金が多過ぎた、こういうことになりますので、その多過ぎた分はこれを又日本銀行に交付する、こういう調整のための法律でございまして、日本銀行券預入令の実施に伴うあと始末に関する法律になつておるわけであります。

今回はこの三つの法律を廃止するという法律案を提出いたしたわけでありますが、これをするかという問題に關連いたしまして、現行の銀行券がまだ二十八億ばかり未処理になつておらないかといふこととの判断となつておらないかといふことがございます。その中にはまだどういう原因で引換にいたしておらない分もござりますが、推定も加えまして、ここに分類いたしました。大分類といたしましては、「一つは国内關係、一つは国外關係、一つはその他の差引方不明分類」と、こういうように三つに分類をしておるのであります。

国内關係といたしましては、検察院に現在保管されておるもののが五十七万円でございます。税關が引揚保管したものが二千四百四十九万幾ら、これが今

に規定した、その他、刑事案件によりまして領置いたしておられます旧日本銀行券の処理も合せて考えたい、こういふ大綱のものでございます。現在旧日本銀行券がどういうような状況になつておるかと申しますことは、本日お配り申上げました旧銀行券処理状況といふ表を御覧願いたいと思います。この表によると、昭和二十一年三月末に回収しておられたときの銀行券の発行高は二百三十三億余りあつたわけでございます。その後四月一日で旧券として引落した額が、つまり逆に申しますとまだ返つて来なかつた残りの旧日本銀行券は四十五億あつたわけでございます。その四十五億がどうございませんので、眞実に利益となりました分は、これを国庫に納付せしむる、そして暫定的には七億円の金額を現在国庫に納付いたさしておるわけであります。最終的に旧日本銀行券の整理が完了いたしましたときに、仮にその利益が七億円を割つておつたといふことになりますと、国庫への納付金が多過ぎた、こういうことになりますので、その多過ぎた分はこれを又日本銀行に交付する、こういう調整のための法律でございまして、日本銀行券預入令の実施に伴うあと始末に関する法律になつておるわけであります。

今回はこの三つの法律を廃止するという法律案を提出いたしたわけでありますが、これをするかという問題に關連いたしまして、特に引揚者の關係、一つはその他の差引方不明分類でございまして、ここに分類いたしました。大分類といたしましては、「一つは国内關係、一つは国外關係、一つはその他の差引方不明分類」と、こういうように三つに分類をしておるのであります。

国内關係といたしましては、検察院に現在保管されておるもののが五十七万円でございます。税關が引揚保管したものが二千四百四十九万幾ら、これが今

に規定した、その他、刑事案件によりまして領置いたしておられます旧日本銀行券の処理も合せて考えたい、こういふ大綱のものでございます。現在旧日本銀行券がどういうような状況になつておるかと申しますことは、本日お配り申上げました旧銀行券処理状況といふ表を御覧願いたいと思います。この表によると、昭和二十一年三月末に回収しておられたときの銀行券の発行高は二百三十三億余りあつたわけでございます。その後四月一日で旧券として引落した額が、つまり逆に申しますとまだ返つて来なかつた残りの旧日本銀行券は四十五億あつたわけでございます。その四十五億がどうございませんので、眞実に利益となりました分は、これを国庫に納付せしむる、そして暫定的には七億円の金額を現在国庫に納付いたさしておるわけであります。最終的に旧日本銀行券の整理が完了いたしましたときに、仮にその利益が七億円を割つておつたといふことになりますと、国庫への納付金が多過ぎた、こういうことになりますので、その多過ぎた分はこれを又日本銀行に交付する、こういう調整のための法律でございまして、日本銀行券預入令の実施に伴うあと始末に関する法律になつておるわけであります。

今回はこの三つの法律を廃止するという法律案を提出いたしたわけでありますが、これをするかという問題に關連いたしまして、特に引揚者の關係、一つはその他の差引方不明分類でございまして、ここに分類いたしました。大分類といたしましては、「一つは国内關係、一つは国外關係、一つはその他の差引方不明分類」と、こういうように三つに分類をしておるのであります。

国内關係といたしましては、検察院に現在保管されておるもののが五十七万円でございます。税關が引揚保管したものが二千四百四十九万幾ら、これが今

ておつた旧日本銀行券であります。これは返還を受けてから三月以内にこの交換の措置をやる。ただ法律の施行前にすでに逐次返しておりますので、そういうような人についてはこの法律の施行の日から三月以内に交換をしようと、こういうことがあります。それから二十八年の九月一日以後帰つて来る人については、税關の保管ということをやつておりますんで、それらの人につきましては法律の施行の日から三月以内にこの交換を実行する。それから三号はその後更に遅れて帰つて来る人につきましては到着の日から一ヶ月以内に引換える。こういうことであります。この三号の点につきましては一月は非常に短かいじやないかという御疑問もあるかと思いますが、現実にこの法律の施行後におきましては、税關を通過いたしますときに、現実にそこで交換をして渡すということにいたしたいと存しますので、具体的な支障は起きないものと考えております。

第三項はそれでは新日本銀行券を引替えるにいたしまして、引揚者一人につきどのくらい渡すかという問題であります。これは最も実体的な規定だと存じます。ここに書いてござりますのは金額が五万円以下の場合には、その全額を交換する。五万円を超えておられます場合には、超えた金額の七〇%を交換する、しかしその最高の金額は二十万円とする、こういうことであります。

す。これによりますと、全体の金額が、右から二段目でございますが、二千四百四十三万円幾ら、これが先ほど申上げました二千四百万という数字でございます。その件数が一万九千四百八十八件あるわけでございます。そのうちで五万円以下の分は二千三百六十七万八千二百幾らということをございます。その件数が七万八千二百幾らといふことでございますので、金額において殆んど九九%に近い、それから件数から申しましても、五万円を超えておりまするようなものは僅か九件でございますので、これも大部分が五万円以下になる、こういう数字でござります。そうして最高金額は十七万五千七百十円、これが今まで判明いたしております。

になつておりますが、これはその後の再建整備の進行によりまして、まだ返つて来ているものもございますので、それらの点も勘案したわけでございます。

それから当時でござりますと財産税がかかるわけでございまして、その財産税が大体五〇%程度かかるというふうなことも併せて勘案しました。そういうような要素を彼此考えまして、この金額にいたしたわけでございま

しまして、刑事案件について差し押され、又は領置されたいた旧日本銀行券の件であります。引揚者に準じて措置いたしたい。それからあとは手続でございます。

それから今の国庫納付金の調整の關係、これは今まで日本銀行券預入令にございましたのを法律に移したわけでございます。

あと特に御説明申上げる点はございません。これらの実施いたしますに付いての必要な事項を政令で定めるようにいたしているわけでございます。

それからなお、もう一枚お配りいたしてございます表に關しまして、こういう原則を適用いたした結果、どのくらい持つて帰つた人が、どのくらいもらえるかという交換の割合があるわけでございますが、これで見ますと、結局二十万円持つて帰りますと十五万五千円、それから二十六万四千三百八十五円、これで二十万をもらえる場合が最高になる、こういう慣例を示しているのでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑に入ります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、これでこの六ヶ月以内から施行するのであります。これを施行しますと、どういたしまして、こういうことになつておるから、取りに行つて欲しいと、こういうことをやれば、少くとも該当者の相当の部分はすぐに解決するのじやなかろうか。こういうふうに考えて

○菊川孝夫君 そのほかに、例えば今  
の不確定の何がございますな。ここは  
不確実情報によるものというような  
それが、この不確実な情報ですから、  
その辺からも南権太に接収されたもの  
というようなものが今後又帰つて来る  
というような場合も想像されますね。  
そうしますと、やはりこの法律は当分  
生かして行くつもりですか、どうです  
か。

○説明員(大月高君) ここにござい  
す法律自体では解決できない問題もござ  
りますが、これは対外関係等もござ  
いまして、どうなるかということ、そ  
れからどういう方法でいつ確認される  
かというようなことも、実ははつきり  
いたしておりません。そういう事情が  
判明いたし次第、それべくについて処  
理をして行く、こういうことになるか  
と思います。

○菊川孝夫君 いや、日本銀行券預入  
令等を廃止する法律案ですね、法律に  
なりますね。この法律になつたのが、  
当分この法律が生きて行つて、どのく  
らいな期間中には、これは処理してし  
まう見込みか。

○政府委員(河野通一君) 今総務課長  
からお答え申上げた通りであります  
が、この問題は今後ここに書いてあり  
ますような地域から引揚げて来る人は  
まだ将来ある、これらの方々がいつ頃  
まで引揚げて参られるか、これらの方  
方に對しても、やはりその方々が正當  
に旧日本銀行券を持つておられて、そ  
うしてそれを引換えるチャンスがなか  
つたという方々でありますならば、や  
はりこの法律でそういう方々に対して  
も、まあ改済と申しますか、引換をの

六

措置を講じてあげるべきであろう。従いまして今後引揚者が、これらの方々が全部一人も残らず引揚げられるまで待つということは、これは永久に待たなければならんということになるかも

払うこと」が事実上不可能であつたといふ事態をもとにいたしまして考えた場合に、その間において通貨が何年か後に支払われることになつた、或いは通貨に準ずるものが受取られるようになつた

どもは考へておるのであります。その原則は今提案申上げておる法につきまして、やはり同じように適用して行くべきものじやないか、かよう考へておる次第であります。

実施して、逐次払い戻しておる金融機関もあります。それ以上は払えておらないものもあります。いろいろあります  
が、そういたしますと、少くともこの最低三〇%程度ということが最低限

う。物の見方の違いだと思いますけれども、この点もう少し考慮する余地あると思うのですが、その点についてはどう考えますか。

知れませんが、少くとも相当部分の方方がまだ向うに残つておられる。而もこれらの方々の今後引揚げて来られる數というものが相當あると私どもは考えております。これらの方々に対してもやはりこのチャンスを与えるという意味におきまして、この法律を今何ヵ月経つたらばやめる、何年経つたらばやめるということは、この際としてはまだ予測がつかないということを御了承頂きたいと思います。

つた場合について、その間貨幣価値の変動ということをいち／＼計算をして支払をいたして行くことは、今までやつて参りました原則にも反しませし、そういうことは、この通貨なり、通貨に準ずるものの金銭債務なり或いは金銭証書というものの性質から言って、私どもは適当でないのではないか、かようと考えておるのであります。たとえて申上げますならば、国内におきましても、先ほど総務課長から申上げましたように、昭和二十一

○菊川泰夫君 もう一つ尋ねしたいのです。五万円以下は一〇〇%、それから五万円以上になると、これは切られて行くんですね。五万円で打つてある理由はどこですか。五万円を超えるものは切つて行くのだといふ……。

して考えられる、そういうような事を考えまして、こういう数字を出しておきます。次第であります。

○菊川秀夫君 なぜこういふことを上げたかと言うと、今まで帰つて来て、税関で保管してあるといふようにのは、一応別いたしましても、これから帰つて来るようなときに、引揚が開始された当時の十万円と今の十万円では大分値打が違うと思う。あの当時は十万円も持つておると、あと多過ぎるというようなことも考えられたが、

〇 説明員(大月 高男) この五万円という数字は少くとも全額を返すという前はおかしいだらうというのが一つ考え方でござります。これはいろいろな措置におきまして、何らかの制限置をとつておりますし、全額返すこととはやつております。公平の立場から行きますと、何らかの制限措置は要るという前提を考えたわけですが、いますところから見ますと、できだけ引揚者に対しても好意を以て考

きたいのは、この日本銀行券預入令状によつて引換えをした當時と今とを比べますと、相當貨幣価値、紙幣の、日本銀行券の值打が違つておるわけですね。それをその当時の率を考へて七十%で、まあ五万円以下は別でけれども、七〇%に切るということになる」と、ちよつとその辻不公平になるのじやないですか、一兆なんていうような予算を組んだのは、まあここ一、二年ですが、そういうときに引換えをもららう日本銀行券と、二百億か三百億くらいの国の財政規模であつたときに引換えておつたのでは、えらい違いがあると思うのですが、その点考慮されてい るのですか。

○政府委員(河野通一君) これは御尤もな実は御質問である点もあると思ひます。私どもは通貨或いは通貨に準ずるようなものについて、それが他の原因によつて支払がとめられ、或いは支

一年に金融緊急措置令を実施した、その後に金融機関の再建整備ということを行なつております。そのためにはゆる第二封鎖預金というものが打ち切られております。これが数年経つたのにおいて、現地一部は中間的に分配を受けておる。或いは今後も調整勘定というもので利益金がどん／＼殖えて参りますと支払いということが行われると思ひますが、この場合においても、これはその間に貨幣価値といふものは相当動いておりますけれども、一々金銭証書といふものに対しても、貨幣価値の変動を考慮して支払いをするということは、金銭証書の性質から言つて非常に困難である。例えはこれが金約款でもついておるような債権債務でありますれば、これは又別でありますけれども、一般の觀念から言ふと、やはりそれはその貨幣 자체を示しておる名目で以て支払われることが、金銭証書というものの本質であろう、かように私

辺が適当であるうか、こう考えたわけではありません。具体的には金融緊急措置会議の第一封鎖にしてすぐ活かした金額が一人につきましては一万五千円、一族については三万二千円、その三万二千円という数字が一つあるわけあります。それから郵便貯金の第二封鎖は法律を以て一律に三〇%切つたといふ、これも過去の事実がござります。要するに七〇%生かす、そういうことになるわけであります。それから財産税をとりましたときに、平均大体五〇%程度の財産税をとられておるわけであります。五〇%と三〇%という数字は勿論合いませんけれども、これも一つの参考の数字になつております。それから第二封鎖を市中銀行関係について統計をとつてみますと、最初に打ち切りました数字が六九%という数字になつております。切ったほうが六十九%であります。それはその後再建整備を

外財産調査会の御意向もありますので、建前は建前といったしまして、大部分返ればよいという意味もございます。その表から申しますと、現実には、全体の一万九千四百八十八件のうちで、僅か九件が五万円を超えておるだけで、九九%以上の件数が五万円以下のものであります。金額については一千四百四十三万円のうち、二千三百六十七万円が五万円以下ですから、これは一九%以下という数字になります。併し将来のことを考えますと、無制限に玉釣合を考えまして、この程度でよかうじるということにいたしますれば、何ともの関係で又返つて来るというようなら、ありますので、最高も切る、両方の玉釣合を考えて、この程度でよかうじる。それから五万円、先ほど申上げたような数字もござりまするので、そちらを睨み合せて両面から握つて行つた数字でございます。

○菊川孝夫君 もう一つ不確実情報

おるものというのですかね。沖縄において回収の上焼棄されたと伝えられるもの、南樺太においてソ連に接收されたものというのは、これだけ大体見込んでおられます。これは相当活き返つて来るというような見通しはないのですか。沖縄、南樺太……。

○説明員(大月高君) これは沖縄で焼かれたと言われておりますから、これは返つて来る可能性は非常に少い。樺太の分は接收されたものであります。あるいは将来何らかの機会に請求を受ける可能性もあるかと思いますが、これらはいろいろな噂だけではございません。どういう恰好になつてあるか本当にところわかりません。今は単なる推測で、返つて来るかと思うかどうかと言われましても、責任を以てお答え申すことは実は不可能でございます。

○菊川翠夫君 南樺太のもの、この分については銀行が持つておつたようなものも全部ソ連に一応接收されてしまつた、こういう情報があなたのほうに入つておりますか。

○説明員(大月高君) これは樺太にございました日本銀行と、それから北拓の金庫の中にあつたものでございまして、それを取られたということは當時帰つて参りました日本銀行の人があつておる、こういうものでございますので、紛失はしていない、どつかにあるという可能性は相当あるのでございます。

質は違うと思いますが、併し向うであらんということを認めたのは、当然日本へ帰る場合においては、それだけのものに替えて帰れるものがあるというふうなきさつもあるので、ああいう措置をとったわけで、やはり或る程度の均衡ということを考えなければならぬじやないかと思うのですが、その借入金返還の場合においては五万円を限度とする。而も端的にこれに見合のは、朝鮮地区において日本銀行券は日本円一円に対しても朝鮮における日本銀行券は一円五十銭、そうして更に替える場合には一二〇%で替えておる。そういうことから考へると、今度はこれでいいのだという理由はどういうふうに理由付けられるのか。

府が責任をとりますて、国庫の支出によりまして、五万円という数字をきめたわけでございます。そういう意味におきまして、建前といたしまして、勿論引揚者に関連しておるという意味においては関連がござりますけれども、この交換の事情といったしましては、やはり別の角度から考えなくてはいけない。例えば均衡の問題から申上げますれば、外地にあります預金の支払、それからここちらへ送つて参りました送金為替をどうするかというような問題、それから具体的には向うにございます物的な動産、不動産というふうな問題の處理、それぐ、本当に公平といふ点から一律に考えますれば、率を同じくするとかいうふうなことで保証すべきかと思いますが、それぐ、財産形態も異なり性格も異なつておるということになれば、一応均衡という点は考えるにいたしましても、それぐの請求権なり財産の性格なり、それに応じて措置するより仕方がないであろう、こういうことで在外財産調査会においても、こういう考え方でいいのじやなかろうか、それも在外公館借入金に充てたという問題も十分頭において是認して頂いた、こういうふうな次第でございます。

を残すのじやないかということを心配するのであります。だからまあ強いていふと、これ以上どうこう言うわけやありませんが、直接この衝に当られる政府当局においては、十分説明のできるようになります。それで、もはやないと、これはかなりせんが、直接この衝に当られる政府当局においては、十分説明のできるようになります。それで、もはやないと、これはかなり国民感情の問題にもなるので慎重にお願いしたいと思います。

ておりましたし、持つて帰らうと思  
ば持つて帰れるという関係もありま  
す。それから現に伝えられるところ  
よりますすると、これは不確実であります。  
すけれども、香港あたりでこういう「  
円を買集めて持つて来られたとか、  
いは来ようとしているとか、そういう  
噂もございますので、そういうかたは  
ついて特にこの措置を適用する必要は  
ないという考え方で立案いたしたわけで  
あります。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと書  
記をとめて。

[速記中止]

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ  
て下さい。

暫時休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時十三分開会

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引継  
ぎまして会議を開きます。日本銀行業  
預入令等を廃止する法律案を議題とし  
たしまして質疑を行います。

別に御異言もないようであります  
が、質疑は終了したものと認めて御異  
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない  
ものと認めます。それではこれより討  
論に入ります。御意見のあるかたは賛  
否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありますが  
討論は終局したものと認めて御異議あ  
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない  
ものと認めます。それではこれより採  
決に入ります。日本銀行券預入令等を  
討論は終局したものと認めて御異議あ  
りませんか。

廃止する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続きは前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それからなお多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

小林 政夫	木内 四郎
土田國太郎	菊川 孝夫
藤野 繁雄	三木與吉郎
岡崎 真一	安井 謙
松永 義雄	

○委員長(大矢半次郎君) この際先ほど開きました理事会の打合せの結果を御報告いたします。類似金融機関の問題の取扱いにつきましてはできるだけ早い機会に来たる木曜日又は金曜日に大齋、小笠原兩大臣及び総方副総理の出席を求めて質疑をする。但し三人一緒に出席を求めることが困難な場合は先ず、大齋大臣の出席を求める。質疑に対する行政的責任について行うこと、以上であります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に類似保険を議題といたしまして銀行局長より最近の情勢報告を聴取いたします。

○政府委員(河野通一君) いわゆる類似保険と言われておりますのは、実際いろいろな形態があるのであります。が、大きく分けて二つにこれは分けられるかと思います。一つは、いわゆる組合保険と申しま

すか、組合共済と申しますか、そういうふた範疇に属するもの。それからもう一つは、狹義の類似保険、類似保険の中で組合共済、或いは組合保険と言われるものを除いたものが第二のカテゴリーに入るものとおもいます。

組合保険という中には、又これはいろいろあるのであります。この中に三つの形態があるのであります。その一つは、農業協同組合法による農業共

済の関係の、これは保険といいますか、共済といいますか、いろいろ言ひ方はあると思いますが、組合保険のカテゴリー。それからもう一つは第二

は、生活協同組合、都市にあります生活協同組合、この生活協同組合法に基づく組合が一種の保険団体を構成して保

険的な行為を行なつておる、これが第二の組合保険であります。それから第三は、中小企業等協同組合法に基く事

業協同組合、これがやはり今申上げましたように、そのような保険類似の行為を行なつておる。このいわゆる組合保険な

には、この三つの形態があるのであり

ます。この数を若干まだ正確な、実は資料を持っておりませんが、どの程度のものがあるかという点について申上げたいと思います。

第一は、先ほど申上げました農業協

同組合系統の組合保険であります。これは単位農協、つまり単協と言われ

ております農協が行なつておりますも

のが約千余りの組合でございます。こ

れははつきりした数字は、実は私どもまだ調査不十分であります。できておりませんが、大体千余りの組合があります。これは酒のほうも御承知のように先ほど申上げました生命保険に類似する保険行為であります。このほうは約千余りの組合でございます。こ

れははつきりした数字は、実は私どもまだ調査不十分であります。でき

ております。これはいろ／＼な同

の組合保険は、その法律の適否は別

ります。これと並んで、酒の組合が一六つあります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわかりませんが、全国的なもの、今六つあります。これらの保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。この数を若干まだ正確な、実は資料を持っておりませんが、どの程度のものがあるかという点について申上げたいと思います。

この数を若干まだ正確な、実は資料を持っておりませんが、どの程度のものがあるかという点について申上げたいと思います。

第一は、先ほど申上げました農業協

同組合系統の組合保険であります。これは単位農協、つまり単協と言わ

れております農協が行なつておりますも

のが約千余りの組合でございます。こ

れははつきりした数字は、実は私どもまだ調査不十分であります。でき

ております。これはいろ／＼な同

の組合保険は、その法律の適否は別

ります。これは酒の組合が一六つあります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。この数を若干まだ正確な、実は資料を持っておりませんが、どの程度のものがあるかという点について申上げたいと思います。

この数を若干まだ正確な、実は資料を持っておりませんが、どの程度のものがあるかという点について申上げたいと思います。

第一は、先ほど申上げました農業協

同組合系統の組合保険であります。これは単位農協、つまり単協と言わ

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

ります。これらは保険契約高、共済と申しますか、共済契約高につきましては、はつきりした数字が実はよくわか

る団体でありまして、その行う事業は極めて保険会社の事業に酷似をいたしております。非常に似通つておるものであります。多分に企業としての色彩を強く持つてゐるよう認められるものであります。狹義の類似保険のカテゴリーに入りまするものとしては、大別しては今の三つのようないわゆる形態があるようであります。

これらのものにつきましては、大体契約高ほどの程度あるのか、保険料に、収入に当るべき、そういう積立金等の収入がどの程度になつてゐるか。これは全然私ども、実はいろいろの観点から調査をさしてみましたがれども、的確に未だ把握できないような状態であります。

以上、大まかに分けて、いわゆる類似保険と言われておりますものは以上のような形態のものであります。然らば法律上、こういつた保険類似の行為、これは現在行政的に、或いは法律的にどういう考え方方に立つて問題を考えて行つていいのかという点であります。これも今申上げましたような、第一と第二の二つのカテゴリーに分けてお話を上げたほうがいいと思いますが、第一のカテゴリーのいわゆる組合保険、これは先ほど申上げましたように、その法律の条文の適否は別として、一応法律根拠があるのであります。併しながら、現在のこの保険なり共済事業の実状から考えますならば、今後において保険契約者に迷惑をかけることのないようにいたして行きますためには、更にこれらの事業に対する監督規定を整理する、それによつて責任準備金の積立、或いは保険料の計算、或いは収入された保険料等の収入

金の運用、そういう方面における監督なり規制なりを相当厳重に行なつて参らなければならん、かようになるのあります。この観点からいたしますならば、現在の法制は必ずしも十分とは私どもは考えておりません。これらの中、うち中小企業等協同組合の形で行われておりまする共済事業につきましては、前国会或いは前々会でありますか、衆議院のほうから議員提出の形で、これらの組合保険を法制化するための法案が提出されておつたのであります。これは衆議院において審議未了のまま現在継続審査にたしかなつてゐるかと思う次第であります。この法案に対しましては、私どもいたしましては、こういつた共済事業は実質上保險事業である、従つてこれらに対する監督権を整理するというような必要性は十分認めなければならん。かように考えておるのであります。併しながら今提案されております。併し政府といたしまして修正がせられるならば、非常に立派な法律に私はなると考えておるのであります。現在のところ政府といたしましては、この法案がそういつた形で議員の方々の提案者の方途をこの国会中に講じたいということで、現在よりくこれらの方題について御相談を申上げておるという段階であります。先ずその第一歩から進めて参りたい。これが何らかそういう

形で法制化できまではなれば、統いて農業協同組合の系統の保険類似の事業についても、又生活協同組合に関する類似保険の事業についても同じようにして行わるべきだと私どもは考えておる次第でございます。

それから第二の類似保険に当りますものは、これはすべてが保険事業として保険業法違反と断じ得るかどうかの問題は、個々について判断いたさなければならん。私どもは保険とハモリは、やはり保険事業としてこれを十分に監督をしてやらなければならんという前提には、相手方が、つまり保険契約者なり或いは被保険者なりといふものが、多數に上るということが条件であると思うであります。極く内輪の、少數の特定された方々を相手とする共済事業であるならば、これは私は特に保険事業として厳格なる監督規定の対象といいたす必要はないと考えておるのであります。従いまして類似保険のカテゴリーの中に申上げた三つの形態は、個々の実態について判断して行く必要がある。それらがやはり不特定多数のものを相手にして行われております。且つ保険契約者、或いは被保険者の利益の擁護のために十分なる監督規定を整備する必要があるような対象があるかないか。そういう観点からこれを保険事業として、保険業法違反という観点から処置をして行つたらどうかということを判断しなければならんと思うのであります。現在これらの事情につきまして、先ほど申上げましたように、私どもは実情をつまびらかに

いたしておりません。遺憾ながらこれらの問題につきましては、個々にできるだけ調査をいたしまして、将来に向つて契約者等に不当の損害を及ぼすことのないように、できるだけ十分なる対策を講じて行きたい。かように考えておる次第でございます。

類似保険、組合保険等について現在までの私どもの考え方及び現状について概略御説明いたした次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑はございませんか。

○小林政夫君 今、銀行局長がお分けになられた第一の範囲、組合保険のはうは、将来監督規定等を作つてやられる場合、おおむね軌道に乗るのいやないかとおつしやいましたが、第二の任意団体としてやつている法的根拠を持たないものについて、個々に当つて見ないと、保険業法違反かどうかわからぬかと言つても、あなたがたは調べる権利がない、こういうことになるのですが、今の実態を調べて見ると、いふのは、どういう法的根拠に基いて、又調べ得るのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(河野通一君) これはお話を通り、金融関係の問題として、保全経済会に対して、私どもが検査の権限を持つておりますのと同じであります。免許をされた保険会社以外のものに対しても、勝手に保険事業をやつておりますが、私どもは検査をする権限を持つておりません。従つてこれは任意調査であるか、或いは仮に検査当局と申しますか、司法当局として犯罪捜査、つまり法律違反の疑いがあ

匿名組合方式による投資事業を営んでいるというもののごとく、非常に不特定多数の大衆に迷惑を及ぼす事態が起るものではないかと思うのですが、この度の放つとけば、何かについて、俺のほうの権限じやないのだから、検察当局が然るべくやればよい、こういう態

度なのか。その点について検察当局と十分あなたのはうとは連絡をとつて、保険業法違反の事例が起らないよう、努力をおられるのかどうか。若ししそうな話ににくいのであれば取ります

が……。

○政府委員(河野通一君) 何分にも、私はいろ／＼摩の程度だけで、余りこれららの問題についての実態を……勿論検査する権限がないとしても、私もとしてはいろ／＼調査ができる方法を持つておりますから、調査をもう少し進めて見ないと、何とも今はつきりそういうことで、今小林委員から御指摘になりましたよな、非常に社会に害をもたらすものが非常に多いといつておきましては、私どもとしては、時を移さず、法務当局と申しますか、司法当局と申しますが、そういうものとは十分に連絡をして、私どもの見解は逐一申述べて、これらの問題についての監視を十分にしてもらおうようにいたしたいと考えております。私としては考え方があがいと言われるかも知れませんが、まだそこまでの段階まで来ていないので私は思つておりますが、なお御注意の点を十分に今後考えて振りにそうち危険が大きいということであれば善

處をいたしたいと考えております。

○土田國太郎君 もよと伺いますがね。こういう類似保険というようなものは、あれは何か主務官庁か何かあるのですか、どうですか、その点は……。

○政府委員(河野通一君) 只今申上げましたように、いわゆる類似保険というのは二つのカテゴリーがあつて、いろいろな農業協同組合法とか、消費生

業の一つに上つておるわけでありま

す。その生活の共済を図るというのを受けてるのであります。その火災保険等の事業はこの組合員の生活の共済という形で行われておるのでありまして、で、消費生活協同組合法に基く組合は、私はつきり覚えておりませ

んが、恐らく届出制であつて、認可制度をとつていいのではないかと考えておりますが、ちよつと私どもの所管で申上げたのは、これはもう全然法的根拠なしで任意団体としてやつておる、こ

とわけであります。これも併し認可とか何とかないのですから、届出によつてできるようになつてお

る私は記憶いたしております。それからあとのほうのいわゆる類似保険となつておるが、恐らく届出制であろうと、かよう

が、恐らく届出制であろうと、かよう

が、厚生省の関係として、そういうことをやつておるわけであります。かよ

うに御了承願います。

○土田國太郎君 今の積立金の話はどうですか。

○政府委員(河野通一君) 今のお話の積立金といいますか、六十万円というようなことは共済金額のことじやないかと思います。共済金額は三十万円を超えるものについては厚生大臣の認可ですか、承認ですか、それを受けることになります。

○土田國太郎君 私のお聞きしたいと申上げたのは、これはもう全然法的根拠なしで任意団体としてやつておる、こ

とわけであります。全国中に、日本中相手に保険料をとつていますね。それに対

してその組合が組合員にそゝい、火事でも起きた場合に支払うべき準備金といふものは、これは厚生省は命じてな

いのですが、準備積立金です。

○政府委員(河野通一君) これは先ほど申上げましたように、中小企業等協同組合に基いてやつております共済事業に

關する限りは、この国会において、これは議員提出になつておりますこの法

案を修正して、これを通して頂くか、

或いは政府からの同じような内容のものを御提出申上げるか、いずれにして

ることを私どもは期待いたしております。

それから農業協同組合法に基くもの

につきましては、これは農林省と御來

立場から見て、被保険者個々の見地から見て、十分であるかどうかというこ

とが問題であり、従つて私どもはこれららの条文が十分であるかどうか、監督の規定はございません。そういう点が一体実なものに運用すべきものであります。これは現に厚生大臣は「掛金及び共済金の最高限度を定めることができる」こういふ規定があるようであります。これは現に厚生大臣の認可を受けることが必要である。こういふ告示が今法律の第二十六条第三項の規定によつてでございますが、これは実は現在では厚生省の告示によりまして共済金額、つまり掛金、保険金額ですね、保険金額が二十万円を超えるものについては厚生大臣の認可を受けることが必要である。この保険事業として考えた場合に、それが問題であり、従つて私どもはこれららの点についての非常に精細な規定はございません。そういう点が一体立場から見て、被保険者個々の見地から見て、十分であるかどうかということが問題であり、従つて私どもはこれららの問題についての法制を整備すべきであります。併しながら最近に至りました。なか／＼むずかしい問題があるのですから、いいのだが、とにかくそれに対する監督の規定、つまり保険事業として十分に確実なものであるということを

確認するような監督の規定を整えるべきであるということについては、意見の一致を見ました。これは公文で実は取交しております。それは実はどうしたことからそういう問題が起きましたかと申しますと、小林委員が今ちよつと申された実は税の問題から来ているようであります。税の問題と申しますのは、これは藤野委員もよく御承知であるかと思うのでありますが、今生命保険におきましては、例の保険料について現行は八千円まで所得の中から控除いたことに、今度これは法案として一万二千円まで引上方を御提案申上げることになつておりますが、すでに或いはもう御提案申上げているかと思いまが、これについては実は農業協同組合がやつております生命共済というものが、やはり保険事業でないという観点から今まで恩典に浴していかつた。これは契約者の立場からすれば実は同じようなものじゃないかといふ観点で、できるだけ保険事業に準じて、所得税上の控除を認められたいというのを、かねて農村方面の方々から強く要望されております。これに対しまして、私どもは率直に、今ののような状態におけるこの共済の取扱い方では、なかなかそれを保険と同じように考へることはむずかしい。併しながら、これを保険事業に準ずるような監督なり、いろいろな規定を整備して行くといふことであれば、これは私どもは当然考えていい問題であるということで、いろいろ農林省とも打合せをいたしました結果、成るべく速かに今申上げましたような法制の整備を行う、それまでの間には、被保険者に迷惑をかけることのないよう監督ができるだけ厳にして

て行くから、この際として、所得税上の控除、その他についても保険会社の保険料に準じて取扱われることにせらるたいという要望に対し、私どもは今のような条件の下において、これに同意をいたしたのであります。近くそういういたした措置がとられると思ひますが、これらは問題はそういうわけで、農業協同組合のことにつきましても、できるだけ早い機会に法制化したい、これはこの国会中にしていうことはなかなかむずかしいかと思ひますが、できるだけ早く実施したい。そういたしますれば、残りました消費生活協同組合法に基くものにつきましても、同様にこれららの点についての不備な点は直す、保険事業としての監督の対象として十分であるような仕組に直して行くということを続けて行なつて参らなければならぬこと、かように考えておる次第であります。

規定を削除すると、それに伴いまして、地方の発行いたします当選金附証票につきまして、中央政府との関係がでておりまする規定等について、若干の改正を行ふ。例えば地方の宝くじを発行いたします場合におきましては、現行法ではその許可を自治府がいたします場合において、大蔵大臣にあらかじめ協議をいたすということになりますが、大蔵大臣への協議というような手続は、これは政府宝くじの発行があります場合において、政府くじと地方くじとの間の発行が競合したことによつて、消化に支障を来たすことのないようによつたとの協議をしておつたのであります。今回政府宝くじの発行をやめるに伴いまして、そういう競合とか消化をいたしましたための支障ということもございませんので、大蔵大臣に協議するという規定を削除するといふよつて、極く技術的な点について、若干の改正を行なつただけであります。特別に内容について御説明を附加えることは実は何もないわけであります。

情勢と申しますのは、要するに戦後だんだん経済状態が正常な状態に復して来るに応じまして、こういつた射撃的な方法で以て財政資金を集める、或いは購買力を吸収するといったようなことは、経済の正常化に伴つてやめて行くべきものであろう。こういうのが根本の考え方であります。曾つてこのまくじ等は廃止すべきであるという御意見は衆参両院から、もうすでに一年、たしか一昨年ではなかつたかと思ひます。それで私どもその当時から、方向としては誠に賛成である、経済が正常化するに応じて、こういうような射撃的なものはやめて行くのが、方向としては筋であろうと思う。併しながら俄かにやめるわけにもいかんから、昭和二十七年でありますか、二十八年でありますか、この間だけは一つ続けて行くことにしたい。こういうことで漸減方針をとりながら、二十九年度一年は続けて参る、こういうことにいたしたのであります。従つてあのときも発行高等につきましては、相当法律上制限を加えるよういたしまして、逐次発行高等も抑えているのであります。こういうことがありましたので、まあ来年度からは一つやめるのが適当ではないか、こういう考え方へ至つたのであります。

○政府委員(河野通一君) 特別な関係上の方に向て、資金を集めるということは、どう思われるか。私は、やはり同じような方向をとつて、思想的にはやはり同じような方向をとつて、そういうことは申上げられると思ひますが、特にその間において、非常に密接な関係があるといつたものとはございません。ただこれだけの財政が緊縮された予算を組みます場合におきまして、少くとも財政上の立場からいいますならば、僅々十億足らずの財源にしかならない、こういったものを発行いたすことによつて、財政の財源をどうしても賄つて行かなければならんといつたような財政状態ではないのであります。いまして、財政上の見地からいいますならば、これらのものに財源を期待することは必要でないということははつきり申上げられると思うのであります。

に同時に地方も中央もやめてしまふと  
いうことは、現在の地方財政の状態から申しますと、必ずしもその点が適当  
でないといったような点もありますの  
で、地方財政におきましては、やはり  
事実として相当この地方宝くじからの  
収入に財源を期待されているものもある  
わけであります。まあこれもなんだ  
にやめていくというような方法をと  
るべきではないか、かように考えてお  
るのであります。方向としては、当然  
時期が若干ズレるかも知れませんが、  
地方宝くじの制度もやめて行くべきで  
あるう、かように考える次第であります。  
○菊川孝夫君 そうすると、今まで国  
がこの宝くじで、まあ国家の収入とか  
儲けになるのは一年年額どのくらいで  
したか、それから最近の発行金工合と  
いうものは、これはもうだん／＼と宝  
くじはあるのかないのか忘れているく  
らいになつてしているのですが、これは概  
略で結構ですが……。

○政府委員(河野通一君) 資料として  
お配りしておるそとでありますと、政  
府の宝くじの発行及び國の収入の状況  
を申上げますと、これは一番たくさん  
出たのは二十四年であります。二十四  
年度が四十億発行になつておる。そ  
してそのうちで壱捌きが行わされました  
ものが三十億近いのであります。そ  
してそのうちで國庫に納付されたもの  
が十四億という数字であります。とこ  
ろが最近の数字で言いますと、二十七  
年度が発行額が三十億余り、そのうち  
で壱捌かれたものが二十五億、大体  
一セントージにいたしまして八一%

入となりましたものが十一億、それから二十八年度は推定が入りますが、これが大体発行額が二十七億程度になりますかと思います。そのうち売捌き高が、これは消化率は割合いいのでありますまして、九一%くらいに推定いたされますが、二十四億、そうして政府への収入が十億九千万、約十一億というような数字になつておるのであります。で、大体今申上げましたように国庫の収入が大体十億前後と御覽頂ければよろしいのであります。

それから地方のほうは、これもお配りしてあるかと思いますが、二十八年度のこれは予測、推定も入りますが、これは発行額が八億八百万円、恐らくこの売捌額として考えられますものが七億一千万円、消化率が大体八%といったようない数字でありまして、二十七年も大体同じような見当であります。若干多い。だん／＼減らして来ているということになつてているわけであります。それで二十八年度の八億ばかりの発行額、そのうち売捌は七億余りであります。が、これに対して地方の純収入となりますものは大体三億前後というふうにお考え願えれば大過ないかと思つております。

○菊川峯夫君 そうしますと、これは最初にインフレを収束さす一つの、こういう方法ででも射撃心によつて資金を攝集めるのだと言つたけれども、全般から見ますと、そういうことも余り理由になつておらんよう思ひのだけれどもね。二十億や三十億の、国民所得全般から考えると微々たるもので、その本当の理由になつておらないようを考えるのですが、初めのうちは、それでもちつとはそういう要素になつて

おつたのですか。多少でもないよりも  
しだということなら別ですけれども  
ね。

○政府委員(河野通一君) お答え申上  
げますが、お詫のよう宝くじの発行  
によつて国に入ります収入といふもの  
は大体一番多い年が昭和二十四年であ  
りますが、これは十四億余りであります  
。少いところでは十億を切るといつ  
たような程度のものでありますと、予  
算全体の規模が一兆億といったよな  
ことになりますと全くお詫の通りであ  
ります。併しその予算も、これは戦後  
からすぐ始めた制度でありますから、  
昭和二十年、二十一年頃におきまして  
は、ちよつと今はつきり予算の規模は  
覚えておりませんが、相当これは今に  
比べますと小さい規模であつたのであ  
ります。それらの点を比較いたします  
と、必ずしも私はパーセンテージとし  
て現在の状況を以てその当時を推すこ  
とは必ずしも適当でないというふうに  
考えます。併しいずれにいたしまして  
も、現在の状況では一兆億予算に対し  
て僅か十億ということでは、これは本  
当に財政上の財源を濫出すということ  
は全く意味をなさないということはお  
説の通りであります。その点から見ま  
しても、これらの制度をやめて行くと  
いうことは差支えないのじやないか。  
かように考えていく次第であります。

○菊川孝夫君 これは東京都内でもあ  
りますが、街頭で露店商人みたいな恰  
好で最近は宝くじを売つておられます  
が、これらの人人が売る場合にはどうこ  
から頼まれて来てあれを売つていいるも  
のか、あれは大蔵省で認めてあるといふ  
商売をやらしているものであるか、こ  
のいきさつ、どのくらい今までそういう

う宝くじ類が……。大体新宿や銀座あたりの盛り場にいるこの人たちは、皆露店商か苦学生のアルバイトというような恰好で商売をやつているよう思ふのであります。が、流れて来るのはどういう請負であれをやつしているのか。これをやめるということになつたら、あの人たちの商売はあがつたりということになるのですが、その数はどのくらいあるのか、それをお聞かせ願いたい。

○政府委員(河野通一君) 現在では政府の宝くじの発行販売等を請負いますのは勧業銀行、金融機関ということになつておりますが、そのうちでも、実際には今勧業銀行だけがやつてゐるわけであります。勧業銀行がこれを売り捌きまして、勧業銀行が今的小売人でありますか、売子といったようなものを使つて売つてゐる。それは勧業銀行の宝くじ発行及び売捌きに関する経費の一部になるわけであります。これら売子等に対する支払金が……。現在どの程度そういうものがありますかと申しますと、売捌き人のうち売り子と言われておりますものが約三万九千人ぐらいあるようであります。そのうちでこの宝くじの売捌きによつて生計を立ててゐると言ひますか、主たる生計をこれによつて維持していると思われるものが全国で四、五千人程度ある。そのほかまあ大体、例えば、たばこ屋さんがその店先で売つてゐるといったような、まあ片手間にやつてゐるといったようなものが大部分のようであります。それによつて主たる生計を維持してゐると思われるものが四、五千人はあるように推定されております。これは実は正確な数字で

○菊川孝夫君 いい、悪いを聞いている  
のではなくて、あういうことは大蔵省が  
考えてやらしたものか、それとも勧銀  
が勝手に壱捌きのためにやつたのか、  
あるいはその中には、いわゆる手数料を  
うして売らしておつたものであります  
か。それらの点は大蔵省は何も認めず  
に、あういう壱子に売らせるというこ  
とは、法律を見てもない、金融機関が  
やるということになつてゐるが、實際  
売つているのは町でやつてゐる。あの  
点はあなたのほうで認めてやらして  
たのですか。

○政府委員(河野通一君) これは別段  
私どもは街頭でこれを売るということ  
を禁止した法律もございませんし、又  
そうすることが、一々例えば勧業銀行の  
本支店に必ず来なければ買えないとい  
うことにしてのでは、ああいつた極く  
少額の、而も簡単に飛びつき得るよう  
なことにしておかないと、わざ／＼買  
いに行くという性質のものでないもの  
でありますから、できるだけ安直に手  
に入り得るよう、売られるところは  
できるだけ広く、どこでも手に入るよ  
うにして行くことが適當であるうと思  
つて、私どもは特にそいつた壱子の  
制度というものを禁止する必要はない  
し、又そういう制度を作つたために著  
しい弊害があるといったような事態は  
今までに実は耳にいたしておりませ  
ん。従いましてこの制度は決して悪く  
なかつたと、かように考えておりま  
す。

取る、誰か元売りき人をこしらえて売捌いでおつたのかどうか、そういうことはどうなつていたか。

○政府委員(河野通一君) これは私どもは特に勧銀に命じてそういつた売り子を何人くらい使って、どこに出せといふようなことは言つたことはございませんが、とにかくこれは早く消化できるようにいたして参りますために、売り子の制度というものを使わなければやつていけない。従つて現在ではそういつた売り子との間の契約と申しますが、そのような金なり或いは証券のやり取りは、大体勧銀の本支店、つまり地方におきましては支店におきまして、東京においては本店及び都内の支店においてこれをやる、或いは証券業者等も元売りき人になつておりますから、勧銀から証券業者がまとめて受け取つて、それを更に売りき人のほうに分けるというような制度も使われておるようあります。大体原則として、勧業銀行の本支店において、それらの証券をもらつて行くという、こういう形になつているようあります。

○委員長(大矢半次郎君) 銀行局長に伺いますが、提案理由の説明で「政府宝くじ廃止後においては、都道府県、五大市及び戦災都市のみが宝くじを発売することとなるのであります。これからにつきましても、地方財政その他事情が許す限り、できるだけ早い機会に全廃することを目指として漸減の方針のもとに運営すべきものと考えております」と、いわゆる政府の考え方はわかりますが、これはどうして実行なさつて行くつもりですか。

○政府委員(河野通一君) これは先ほどもちよつと申上げましたように、地

方自治庁のほうに、地方宝くじを発行いたします場合には、許可を受けることが必要になつております。従いまして政府といたしましては、今申上げましたような漸減方針という方針を、これは閣議で決定いたしておりますので、それに従いまして地方自治庁がこれら的地方宝くじの発行を許可いたしました場合に、その方針に従つて許可をして行く、こういうことによつて実効を挙げることができると、私どもは考えています。

○委員長(大矢半次郎君) 政府のほうで宝くじをみずから発行するのをやめますというと、従来の例からいえば、政府以外で発行するものよりも政府での実績を見ても二倍乃至三倍政府のほうで発行していただのありますから、これを明年度から政府の発行をなくすというと、従つて全体としては、或いは地方のほうでやるのが多くなるようになりますが、実際はどうなんですか。

○政府委員(河野通一君) ここで申上げおります宝くじの漸減方針と申しますのは、地方宝くじ自体が今年よりも来年度はその発行額なり或いは地方財政の収入額なり、絶対額が減つて行くということは、実は必然しも考えておらない。政府の宝くじがなくなることによりまして、或る程度は地方政府の財源に当てるべき宝くじの発行においては、二十八年度よりも若干程度減えて

も、宝くじ全体としては非常に著るしい減少になるわけでありますから、私どもとは必ずしも地方宝くじだけを見た場合に、今年よりも来年度が絶対額において減らなければならんといふ意味において漸減方針とはいたしておらないのであります。併しながら来年度以降一十九年度、三十年度にかけてだん／＼と減らして行く、而も成るべく地方財政の許す限りにおいて速やかに全廃いたしたい、こういう方針にいたしたいと考えているのであります。従つて例えば今年二十八年度におきまして、地方宝くじは、大体先ほど申上げましたように、八億ばかりの発行であります。この二十九年度においてこの六億を更に発行額が下らなければならんという意味において漸減方針ということを申上げているのではないか、かよう御了承を頂きたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 民間団体に、例えは社会福祉事業法に定める共同募金連合会というのがありますが、このほうからむしろこの際自分のほうにやらしてもらいたい、そうして社会福祉事業のほうにこの資金を受けた。東京とか大阪とか、非常に財政力があるところに更にこういう発行権のあるところに、そのうえにこの資金を受けております。宝くじの漸減方針と申しますのは、地方宝くじ自体が今年よりもう点につきましては、私どもはそれよりもますそういつた射幸心に富んだよなことは、弊害が現実にあるかないかは別として、経済が正常化するに応じて止めて行くべきだという考え方によらして呉れ、こういう要望があるようありますが、政府のほうにはそうあります。しかし射幸心があることは、最近は聞かせんけれども、去年、「昨年頃はそういうお話を相当私ども強く聞いておりまし

た。私どもいたしましては、やはりこういつた射幸心を持つたような証券の発行ということを、民間の団体にこなしては、國がこういつたものの発行を行なわせるということは、むしろプラスよりも弊害のほうが非常に多いという観点に立ちますが故に、私どもとしては、國がこういつたものの発行を止めるからといって、それに民間の団体にその発行をおき換えるということは全く不適当であるという考え方にしております。

○堀木謙三君 僕は余りよく知らないだけれども、どういう弊害があるのですか。あなたは道德教育者じやないのだからね。何かこれを実施して行く上において非常な弊害というふうなものが感じられるのか、どうなんですか。その点聞きたいと思う。

○政府委員(河野通一君) この点は先ほど申上げましたように、私どもとしては、やはり射幸心に富んだ、こういった証券の発行といつたようなことは、それによつて資金を集め、或いは特殊に財政資金を集めるといったこと、そういつたことは経済がだん／＼正常化して来るに応じて止めて行くのが筋であろう、それだけの考え方であります。現在どういう弊害があるかといふ点につきましては、私どもはそれよりもますそういつた射幸心に富んだよなことは、弊害が現実にあるかないかは別として、経済が正常化するに応じて止めて行くべきだという考え方によらして呉れ、こういう要望があるようありますが、政府のほうにはそうあります。しかし射幸心があることは、最近は聞かせんけれども、去年、「昨年頃はそういうお話を相当私ども強く聞いておりまし

た。私どもいたしましては、やはりこういつた射幸心を持つたような証券の発行ということを、民間の団体にこなしては、國がこういつたものの発行を行なわせるということは、むしろプラスよりも弊害のほうが非常に多いという観点に立ちますが故に、私どもとしては、國がこういつたものの発行を止めるからといって、それに民間の団体にその発行をおき換えるということは全く不適當であるという考え方にしております。

○堀木謙三君 僕は余りよく知らないだけれども、どういう弊害があるのですか。あなたは道德教育者じやないのだからね。何かこれを実施して行く上において非常な弊害というふうなものが感じられるのか、どうなんですか。その点聞きたいと思う。

○政府委員(河野通一君) この点は先ほど申上げましたように、私どもとしては、やはり射幸心に富んだ、こういった証券の発行といつたようなことは、それによつて資金を集め、或いは特殊に財政資金を集めるといったこと、そういつたことは経済がだん／＼正常化して来るに応じて止めて行くのが筋であろう、それだけの考え方であります。現在どういう弊害があるかといふ点につきましては、私どもはそれよりもますそういつた射幸心に富んだよなことは、弊害が現実にあるかないかは別として、経済が正常化するに応じて止めて行くべきだという考え方によらして呉れ、こういう要望があるようありますが、政府のほうにはそうあります。しかし射幸心があることは、最近は聞かせんけれども、去年、「昨年頃はそういうお話を相当私ども強く聞いておりまし

方財源逼迫の事情を併せ見ると、地方のほうは政府がやめれば幸いにやりたがるのは確かなんです。もう地方の自治団体と言つたら、何でもかんでもあなたのように、別に射撃的なことだとおもなうが、いろいろな射撃的なことをたくさんやつてゐるが、地方団体の現状だと私は思ふ。そういう点から言つとどうもどつちへ転んでも大した話はないという気がする。同時に、何だか腑に落ちないものがある。何か具体的な弊害を挙げて頂ければ、成るほど大体射撃的なものであつて、而もこういう弊害を伴うのならやめたほうがよからう、こういう気がするのですが、どうも相当、當時とよほど違つてゐるのじやないか。一時社会的な非難を受けた時分と社会的事情がよう違つてゐるという気がするのですが、

○政府委員(河野通一君) これは考

方の問題かと思ひますが、幾ら申上げても併行線になると思ひますが、私どもはやはり正常な状態においては、國

の財政の財源といつものが射撃的な事柄によつて調達されるということは、少くとも普通の場合においては適當な

ことではないと思う。こう私は考えて

いるが、これはやはり私もその点なら賛成

おりますし、恐らく大方のかたの御意見

見じやないかと思う。現に当委員会に

おきましても、一昨年以来、たゞ一

この問題は議論になりまして、なぜ宝くじをやめないのかという御議論がむ

ろか承知しております。むしろこれはや

るべきじやない。大いに続けて行く

べきだという御意見は、私は一度も実

は聞いたことがないのであります、

速かにこれを廢止すべし、一体政府は

対して、モーターボートをやめると

何をぐずくしているかという、むしろ御意見があつたわけあります。これも先ほどちよと御説明申上げたのとをたくさんやつてゐるが、地方政府団体の現状だと私は思ふ。そういう点から言つとどうもどつちへ転んでも大した話はないという気がする。同時に、何だか腑に落ちないものがある。

これは単に参議院の大蔵委員会だけではなくして、衆議院のほうからも、たびたび本会議等でも実は問題になりまして、できるだけ早くこういふものはやめられべきであるという御議論が出ておつたのであります。勿論その場合に

は、単に宝くじだけではなくて、やはり競輪でありますとか、そういうものも併せて一切政府の財源として、そういうことは反道義的だという御議論の發行したのであります。勿論その場合に

は、單に宝くじだけではなくて、やはり競輪でありますとか、そういうものを併せて一切政府の財源として、それがやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

という御議論は立派に立つと思うが、併し今あるいろいろなものを見て見ると、一番止める最後のものから最初に出て来たのじやないか。政府の方針というけれども、方針じやない方針があるなら、きちつと順序を立てて、できるだけ早くこういふものはやめられべきであるという御議論が出ておつたのであります。勿論その場合に

は、單に宝くじだけではなくて、やはり競輪でありますとか、そういうものを併せて一切政府の財源として、それは非常に經濟が正常な状態にあるんです。つまりものには順序がある。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

か、競輪競馬をやめるとか、全部あらゆる御意見があつたわけあります。これも先ほどちよと御説明申上げたのは、昭和二十七年度の予算の審議の際にはすでに出ておる。それを二十七年度は一年続けて頂くことにし、二十八年度も発行額は減らして行くが、とにかくもう一年続けて頂こうということまでここまで来ておるのであります。

これは単に参議院の大蔵委員会だけではなくして、衆議院のほうからも、たびたび本会議等でも実は問題になりまして、できるだけ早くこういふものはやめられべきであるという御議論が出ておつたのであります。勿論その場合に

は、單に宝くじだけではなくて、やはり競輪でありますとか、そういうものを併せて一切政府の財源として、それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

ことに対する誘因がやはり非常に不安感に入ろうといつたような、こういう手を挙げて賛成するのだが、一つの問題をつかまえて見ると、一番止める最後のものじやなかろうかという気がする。それはやらないほうがいい、射撃的なものだからやらないほうがいい

う。只今弊害という言葉を使われる  
と、僕の狭い経験では競輪のほうが多い  
害が多い。具体的に銀行でやつていて  
ね。割増金附定期預金、或る人に頼  
まれてちよつと預金を行つたときに、  
このほうがお得ですよとか何とか言つ  
て富くじのはうへすつと入れられてし  
まつたことがある。ところが私はそん  
な意味ではなくて、普通の定期預金に  
しよう、そうして税金の如何にかかわ  
らず、そのほうが確実だと思つて  
と言つて預けようとする、横合いか  
ら銀行員が、このほうがお得ですよ  
と、こういうのが富くじ附きなんだ。  
結果において得だか損だか僕は計算し  
たことないからどちらが得かといふこ  
とはわからないのだけれども、そのよ  
うに、資本金を集めるために射幸的な  
方法によるというようなことは、これ  
又同様に射幸的理由でよくないと思  
う。まじめに働いて金を貯めようとい  
う気持が失われて来るということが考  
えられる。そこで政府が一方範を示し  
て、そうしてほかのものをして右へな  
らえさせようという心組みなら一応わ  
かるのですけれど、銀行なんかでやつ  
ている射幸的、或る意味においては誘  
大広告、あれも誇大広告ですよ。電車  
に乗れば必ず立派な広告が出ておる。  
ああいうこともよくない。ただ正常な  
経済状態に見合うものかどうかといふ  
ことは、これ又別の議論になるかと思  
うのです。ああいうものはよくないと  
思う。少しまじめ過ぎる議論かも知れ  
ないけれども。そんなこと言つたつて  
金は集るもんかと、こう言われればそ  
れまでなんけれども、一方にそういう  
富くじはいけないということになれば、  
なおまじめな銀行預金をどういう

ふうに扱つて行くか。

まして私は先ず宝くじをやめ、その後

一、企業の自己資本強化に関する陳  
情(第二六六号)

第一〇五九号 昭和二十九年二月三  
日受理

○政府委員(河野通一君) 先ほどお話  
になりました経済の正常化というのは  
段階において、こういつたじの附  
いた、賞金の附いた定期預金という制  
度を正常化しているとは思いませんの  
で、方向としてそういう方向に進んで來  
いるということを申上げたのです。そ  
れから只今お話の銀行等でやつており  
ます割増定期の問題であります。そ  
れも結論を先に申上げますと、私はだ  
んだん經濟の正常化の段階が進むに従  
つて、こういう形でくじを付けて行く  
といったような預金の集め方は方向と  
してはやめたほうがいいと思う、ただ  
この宝くじと割増金附定期預金との関  
係から、どちらを先にやめるべきかと  
言えば、私はこれははつきりと申上げ  
たいと思うのですが、宝くじを  
先にやめるべきである。その意味は、  
宝くじというのは御承知のように当ら  
なかつた場合には元本もとれないのです  
あります。従つて当れば大きい代り  
に、当らなかつた場合には元本も手に入  
らない、こうすることになるわけな  
んです。ところが割増金附定期預金と  
いいますのは、預金の元本は必ず返  
る。而もそれには最低幾らの利息  
は必ず附けなきやならない。で、正規  
に許されておる利息と、それから当ら  
なかつた人に付く最低の利息との差額  
に相当する、いわゆる利息の差額分が  
何人かの人に対する賞金として付くの  
であります。従いまして、この宝くじ  
のような場合のように元本がすつ飛ん  
でしまうという心配はないのであります。  
元本は必ず返る。そういつた点に  
おきまして、宝くじの場合と割増定期  
預金の場合とは性質が全く違う。従い

まして私において經濟の正常化が更に進んで來  
た段階において、こういつたじの附  
いた、賞金の附いた定期預金という制  
度を逐次やめて行く方向に考えて行く  
のが順序ではないかと、かように考え  
ておる次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御質疑  
がなければ、本日はこれを以て散会い  
たします。

午後三時三十八分散会

二月十八日本委員会に左の事件を付託  
された。

一、揮発油税軽減に関する請願(第一  
〇〇九号)(第一〇五九号)(第一  
〇六〇号)(第一〇九二号)(第一  
一六五号)(第一六六号)(第一  
一八号)(第一一二九号)(第一  
三号)

一、織維消費税反対に関する請願  
(第一〇三一号)(第一〇八六号)  
(第一一五〇号)

一、災害復旧資金の融資わく拡大等  
に関する請願(第一〇六五号)(第一  
〇六六号)

一、山口県徳山湾内の沈没元軍艦河  
内払下げに関する請願(第一〇六  
八号)

一、水産業協同組合共済会の法人税  
減税に関する請願(第一一一三号)

一、陶磁器製タイルの物品税軽減に  
関する請願(第一一四九号)

一、乗用自動車の物品税軽減に関する  
請願(第一一八三号)

一、織維消費税反対に関する陳情  
(第二六二号)(第二六七号)(第  
二八九号)(第三〇四号)(第三〇五  
号)(第三一八号)(第三二七号)

一、企業の自己資本強化に関する陳  
情(第二六六号)

第一〇五九号 昭和二十九年二月三  
日受理

一、揮発油税軽減に関する請願  
(第二九六号)

請願者 兵庫県養父郡八鹿町二  
五ノ二九全但交通株式  
会社取締役社長 田中

紹介議員 武藤 常介君

請願者 茨城県水戸市泉町茨城  
県公益トラック協会 内 島津三郎  
外 穀

紹介議員 赤木 正雄君

請願者 東京都中央区新川一ノ  
六東京貨物自動車運送  
事業協会内 渡辺庄吉

紹介議員 上條 愛一君

請願者 東京都中央区新川一ノ  
六東京貨物自動車運送  
事業協会内 渡辺庄吉

紹介議員 小松 正雄君

請願者 長崎市長崎県内水害  
災害復旧資金の融資わく拡大等に関する  
請願

紹介議員 小林知一外五名

請願者 岡野喜一郎外三十  
内 岡野喜一郎外三十  
外 穀

紹介議員 小林知一外五名

請願者 長崎市長崎県内水害  
災害復旧資金の融資わく拡大等に関する  
請願

紹介議員 小林知一外五名

請願者 岡野喜一郎外三十  
内 岡野喜一郎外三十  
外 穀

に対する低利資金融資のわくを拡大せられるとともに高利借入金に対する利子補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇六六号 昭和二十九年二月三日受付

災害復旧資金の融資わく拡大等に関する請願

請願者 福岡市福岡県庁内福岡

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

今回政府において決定国会に提出された税制改正案中織維品に対する消費税の創立は、取引高税の一部復活であり、課税の対象が不明確であつて業者は納稅資金の重圧に堪え難くまた、本税の負担を要し納稅者と一般国民に重圧を与えることになるから、業界は挙げてこれに反対であるとの請願。

課税の対象が不明確であつて業者は納

陶磁器製タイルの物品税軽減に関する請願

請願者 名古屋市東区布池町三日受付

紹介議員 佐治博

左藤 義詮君

陶磁器製タイルは、堅ろう、耐水、耐

火、耐冷、耐酸等の諸特質を備えてい

るところから建築上並びに衛生上の國

民生活必需品であり、しかも土木建築

用品中の陶磁器製品(かわられん)

が、土管、しもがめ、衛生陶器等)が

全部無税となつてゐるなどの点を考慮され本品に対する物品税を輕減せられたいとの請願。

紹介議員 高木正夫君

内 高木正夫

ノ一輸入自動車協会

乗用自動車の物品税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西二日受付

紹介議員 植竹

春彦君

北海道バス協会内 伊

鉢塗油税軽減に関する請願

請願者 札幌市北三条西七一日受付

紹介議員 藤琢磨

末治吉

揮発油税軽減に関する請願

請願者 北海道バス協会内 伊

紹介議員 伍朗外百十一名

陳情者 岡山市東中山下三四岡山

商工会議所会頭 伊原木

揮発油税軽減に関する請願

請願者 北海道バス協会内 伊

紹介議員 堀 未治君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

揮発油税軽減に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ四社団法人日本乗

合自動車協会長 伊能繁次郎

紹介議員 堀 未治君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

揮発油税軽減に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ四社団法人日本乗

合自動車協会長 伊能繁次郎

紹介議員 堀 未治君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

受付 第二六六号 昭和二十九年二月二日

企業の自己資本強化に関する陳情者

陳情者

東京都中央区日本橋兜町

一ノ六日

日本証券業協会連合会内

小池厚之助

大蔵省においては企業の自己資本強化策を立案されている由であるが、これと併行して金融並びに証券に対する諸施策が講ぜられて初めて所期の効果を取めるものであるから、(一)資産評価及びこれに伴う減価償却については税制その他企業経理の面から優遇措置を講することによつて最大限に実現されるような措置をとること、(二)再評価積立金の資本組入れと併行して株式払込に関する金融を円滑にするとともに株式配当金については投資者に対し小さくとも銀行預金利子と同様な課税上の優遇措置をとること、等の諸施策を考慮せられたいとの陳情。

第二六七号 昭和二十九年二月四日

受理

織維消費税反対に関する陳情(二通)

陳情者 三重県桑名市川口町 服

部光雄外九十九名

国民経済生活の安定にはいまなお遠くことに諸物価が高騰傾向をたどつてゐるとき日常生活に直接不可分の関係にある織維品に消費税が設定されることは、一層物価の騰貴を促がし国民生活に脅威を与え、さらに消費大衆の利便と福祉を使命とする小売業者を自滅の危機に陥ることは火を見るより明らかなことであるから織維消費税設定には反対であるとの陳情。

第二八九号 昭和二十九年二月五日

受理

織維消費税反対に関する陳情(四通)

陳情者 新潟市上大川前通七番町  
新潟県商工会議所連合会  
頭 和田閑吉外十九名

陳情者 新潟市上大川前通七番町  
新潟県商工会議所連合会  
頭 和田閑吉外十九名

この陳情の趣旨は、第二六七号と同じである。

第三一八号 昭和二十九年二月九日  
受理  
陳情者 山形県酒田市本町五酒田  
バス協会内 井上隆一  
受理  
陳情者 山口市今市一の四山口県  
バス協会内 井上隆一  
揮発油税軽減に関する陳情

揮発油税は現行一キロリットル当たり一万一千円であるが、これを一キロリットル当たり八千五百円に引き下げられたいとの陳情。

第三〇四号 昭和二十九年二月八日  
受理

織維消費税反対に関する陳情

陳情者 福井県議会議長 長谷川

第三二七号 昭和二十九年二月九日  
受理  
陳情者 東京都千代田区神田花房  
町一一全国織維製品小売  
商連合会内織維品消費税  
反対期成同盟内 牧野良  
三  
織維消費税反対に関する陳情

最近政府においては織物消費税の復活を企図しているとのことであるが、毛、綿、絹等各種織維品は国民生活必需品であり、若し本税が復活されことになれば近年特に苦境にあそぐ織物業界に致命的打撃を与える、根底から壊滅の危機にひんせしむることは必然であり、ひいては農村経済にもじん大なる影響を及ぼすものであるから、このような悪税は絶対復活しないよう善処せられたいとの陳情。

第三〇五号 昭和二十九年二月八日  
受理

織維消費税反対に関する陳情

陳情者 福井市佐佳枝中町三四社  
國法人福井県商工会議所  
連合会頭 山岸伊之助

この陳情の趣旨は、第二六七号と同じである。

昭和二十九年三月六日印刷

昭和二十九年三月八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局